

新潟県立柏崎高等学校附属中学校 業務委託プロポーザル 募集要領

1. 業務委託の概要

(1) 業務名 昼食用弁当提供業務

(2) 委託条件

- ・ 主食及び副食、汁物の材料調達、調理及び昼食用弁当提供業務の委託であること。
- ・ 栄養士による栄養管理及び衛生管理がなされていること。また、常時委託者と連絡調整が取れる勤務体制であること。
- ・ 献立表の作成及び調理は受託者の調理場等で行うこと。
- ・ 調理済みの弁当をランチルームまで配達し、昼食終了後は弁当を回収すること。
- ・ 柏崎高等学校附属中学校の生徒が定時に喫食できること。
- ・ ランチルームへの搬入完了時刻 11時40分
- ・ 昼食開始時刻 12時00分
- ・ 食器類、食缶（給食運搬用容器）は受託者が用意し、管理すること。
- ・ 弁当提供に係る事故の責任が負えること。
- ・ 業務を第三者に再委託しないこと。
- ・ 関係法規が遵守されていること。
- ・ 業務実施に関し必要な事項については、その都度、学校長の指示によること。

(3) 委託業務内容

- ・ 献立表1ヶ月分を作成して次月の5日前までに委託者に届けること。
- ・ 受託者の施設において材料調達及び調理を行うこと。
- ・ 弁当等は、指定された時間（通常時11時40分）までに搬入すること。
- ・ 昼食終了後は弁当等を回収すること。残飯及び残菜は、回収の上、処理すること。
- ・ 異物混入、献立や指示内容との不一致、搬入時間の大幅な後れなど問題が発生した際は、その内容、今後の対応等を記載し、速やかに提出すること。問題発生時の対応については、その都度、委託者側と協議する。

(4) 必要食数及び実施日数（令和8年度）

- ・ 1日当たりの食数 37食（令和9年度は72食、令和10年度は107食）
- ・ 年間実施日数 190日（年度ごとに増減する可能性がある）

(5) 委託料

- ・ 委託料は、昼食用弁当1食あたりの単価に食数を乗じた額とする。
- ・ 昼食用弁当1食あたりの単価は、400円（税込み）とする。
- ・ 食材の価格高騰等により委託料を変更する必要が生じた場合は協議すること。

2. 参加資格

本プロポーザルに参加する者に必要な資格は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること
- (2) 過去5年間（令和3年4月1日から令和8年3月31日まで）に、昼食用弁当提供業務受託の実績があること
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者ではないこと
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者ではないこと
- (5) 会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをしている者ではないこと
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと

3. 説明会

本業務のプロポーザルを実施するにあたり、説明会は実施しない。

プロポーザル参加者から本校への質問の受付及び回答を、期間を分けて2回実施する。

4. 参加申込み及び提案資格の確認結果の通知

(1) 参加申込

ア 提出書類 別紙様式1「参加申込書」1部

イ 申込み期限：令和8年1月16日（金）午後4時（必着）

ウ 申込み先：問合せ先に同じ

エ 方法：持参、郵送、ファックス又は電子メール

(2) 提案資格の確認結果の通知

参加申込をした者全員に対し、1月19日（月）までに提案資格の確認結果の通知を書面で行う。

5. 募集要領の内容についての質問の受付及び回答

(1) 質問受付

ア 期限：1回目 令和8年1月13日（火）午後4時

2回目 令和8年1月21日（水）午後4時

イ 受付場所：問合せ先に同じ

ウ 方法：持参、郵送、ファックス又は電子メール（様式任意）。その他の問い合わせには一切応じない。

(2) 回答

ア 期日：1回目 令和8年1月15日（木）午後4時

2回目 令和8年1月23日（金）午後4時

イ 回答先：上記4により申込みのあった全参加者

6. 企画提案書作成要領

(1) 提出書類

ア 企画提案書 9部（下記の事項について、それぞれ具体的に記載すること）

（ア） 基本的な考え方

　a 昼食用弁当提供に対する基本的な考え方や方針

（イ） 実施体制

　a 栄養管理及び衛生管理の体制

　b 材料調達、調理の体制

　c 配送・回収の体制

（ウ） 安全管理

　a 弁当提供に係る事故など緊急時の連絡体制や対応

（エ） 費用

　a 弁当1食あたりの単価

(2) 提出期限

ア 期限：令和8年1月30日（金）午後4時（必着）

イ 提出先：問合せ先に同じ

ウ 方法：持参又は郵送

(3) 留意事項

ア 提案書は10ページ以内とすること

イ 参加者は1つの提案しかできないこと

ウ 提出期限以降の企画提案書の差し替え又は再提出は認めないこと

7. ヒアリングの実施

提案者に対しては、提案内容のヒアリングを実施する。なお、詳細については別途通知する。

8. 審査要領

(1) 審査方法

(2)に定める評価基準に基づき、審査委員会が、提出された提案書及びヒアリングの結果に基づき審査し、最も優れた提案を行った者を特定する。

(2) 評価基準（※配点は審査委員 1名当たり）

審査項目	審査の視点	配点
受託業務に対する考え方	①受託業務に対する考え方や方針は明確となっているか。 ②令和 10 年度、105 食の弁当提供を見据えた計画となっているか。	20
栄養管理 衛生管理	①栄養士による栄養管理及び衛生管理がなされているか。 ②中学生に合わせた献立表の作成ができるか。	20
材料調達、調理	①受託者の施設において、安全に材料調達及び調理が行えるか。 ②食器類、食缶（給食運搬用容器）を用意し、適切に管理できるか。	20
配送・回収	①定時に配送できる無理のない計画となっているか。 ②適切な温度管理がなされ、温かいものは温かく、冷たいものは冷たく配送できるようになっているか。	20
事故など緊急時の連絡体制や対応	①緊急時の指示系統や連絡体制は十分であるか。 ②常時委託者と連絡調整が取れる勤務体制になっているか。	10
費用	①適正な価格となっているか。	10
計		100

9. 審査結果の通知

審査結果については、提案者それぞれに文書で通知する。（別紙様式 2）

10. 日程

- | | |
|--------------------|--------------------|
| (1) 募集要項の策定、公示 | 令和 8 年 1 月 8 日（木） |
| (2) 参加申込 | 令和 8 年 1 月 16 日（金） |
| (3) 参加資格の審査・確認結果通知 | 令和 8 年 1 月 19 日（月） |
| (4) 企画提案書の提出 | 令和 8 年 1 月 26 日（月） |
| (5) ヒアリング実施 | 令和 8 年 1 月 30 日（金） |
| (6) 審査委員会の招集・開催 | 令和 8 年 1 月 30 日（金） |
| (7) 審査結果の通知 | 令和 8 年 2 月 2 日（月） |

11. 契約の締結

審査委員会が最も優れた提案を行った者であると決定した者と委託契約の締結交渉を行う（契約書の作成要）。ただし、その者が地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定のいずれかに該当することとなった場合、契約の締結を行わないことがある。また、最も優れた提案を行ったものと協議が整わない場合にあっては、次点者と協議の上、契約を締結する場合がある。

12. 担当者（問合せ先）

〒 945-0065 柏崎市学校町 4-1

新潟県立柏崎高等学校附属中学校 教頭（小松祐貴、河内一修）

電話 番号： 0257-22-4195（代表）

FAX 番号： 0257-21-2836

Email : sub@kashiwazaki-h.nein.ed.jp

13. その他の留意事項

- (1) 提案書の作成、ヒアリング等に要する経費及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案については、提案を行った者に無断で使用しないものとする。
- (3) 提案書等の審査を行う際、必要な範囲において参加を表明した者に通知することなく複製を作成することがある。
- (4) 提出された申込書、提案書等は返却しない。
- (5) 申込書の提出後に申込みを辞退する場合は、別紙様式3「参加申込辞退書」を提出すること。
- (6) 失格事項

次のいずれかに該当する者が行った提案は、失格となることがある。

 - ア 本募集要領に適合しない書類を作成し、提出した者。
 - イ 記載すべき事項の全部又は一部を記載せず、または書類に虚偽の記載をし、これを提出した者
 - ウ 期限後に提案書を提出した者
 - エ 本要領中1(5)の見積限度額を超えた見積額を提案した者